

白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年10月6日

改正 令和 6年 5月7日

白井市農業委員会

I 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務として、明確に位置づけられた。

白井市においては、都心から約30km圏内に位置し、標高は20～30メートルで、ほとんどが平坦な地形である。水稻、野菜、果樹等の農産物が生産されており、都市近郊農業の形態を保持しながら、地域農業の振興を図ることが求められている。

本市においては、都市化の進展等による若年層の農業離れ等により、農業就業人口の減少と高齢化の進展が著しく、遊休農地の発生が散見されており、その発生拡大防止に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特徴を活かし、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、白井市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（令和5年8月）及び改正基盤法第6条第1項に規定する「白井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（令和5年9月）でおおむね10年後の担い手への農用地集積率の目標を60%と設定されたことから、それに合わせて令和14年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

Ⅱ 具体的目標と推進方法

1. 担い手への農地の/利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率(B/A)
制定時 (令和 6 年 4 月)	1,040 h a	308 h a	29.6 %
3 年後の目標 (令和 9 年 4 月)	1,037 h a	415 h a	40.0 %
目 標 (令和 14 年 4 月)	1,032 h a	619 h a	60.0 %

注 1：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

	総農家数	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体その他の集落営農組織
制定時 (令和 6 年 4 月)	507 戸	83 経営体	6 経営体	14 経営体	0 団体
3 年後の目標 (令和 9 年 4 月)	477	86	9	17	0
目 標 (令和 14 年 4 月)	427	91	14	22	0

担い手の育成・確保に関する数値目標

注 1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるためのものである。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注 2：制定時の「総農家数」は、2020 年農林業センサス数値。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

白井市農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②関係機関との連携について

白井市農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について、「地域計画」の見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用権設定等について

管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のため利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落等の話し合いを推進し農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せ地域に応じた取り組みを行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の耕地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊 休 農 地 の 割 合 (B/A)
制定時 (令和 6 年 4 月)	1,040 h a	196 h a	18.7 %
3 年後の目標 (令和 9 年 4 月)	1,037 h a	190 h a	18.3 %
目 標 (令和 14 年 4 月)	1,032 h a	180 h a	17.4 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制またはチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農

村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールについても利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施し農地の適正化に努める。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う、利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを図る。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて対応を図り、守るべき農地を明確化する。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生の防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
制定時 （令和 6 年 4 月）	3 人	1 法人
3 年後の目標 （令和 9 年 4 月）	4 人	2 法人
目 標 （令和 14 年 4 月）	6 人	4 法人

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構や関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、適切な対応を図って行く。

②新規就農（参入）の確保について

市、農協等と連携し、新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入への助言指導を行って行く。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において農地の遊休化が深刻な地域については、円滑な地域営農の向上への対応を図り、新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

また、集落等で行われた守るべき農地等のゾーニングに合わせて、新規参入者へ情報提供を行う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

Ⅲ 「地域計画」の目標を達成するための役割

白井市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、白井市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力